

# 令和6年度加須市監査計画

## 1 基本方針

今年度の本市の財政環境は、少子化による人口減少や長寿化による人口構造の変化への対応、また、止まらないエネルギーや食品等の価格高騰による市民生活への影響や企業の業績状況の変化等、引き続き厳しい状況になるものと予測される。

このような中、自立した自治体経営を図るために、限られた財源や経営資源を有効活用し、引き続き、自主財源の確保や事務事業の見直し等に取り組むとともに、可能な範囲での事業の民間委託や組織の簡素化・効率化などを図り、将来にわたる安定的な行財政運営の確保と公共サービスの構築が求められている。

そのため、財務事務の執行、経営に係る事業の管理、その他行政事務一般について、適法性のみならず、経済性・効率性・有効性の確保の観点からこれらを監査する権限を有する監査委員の役割と職責はますます重要なものとなっている。

こうした状況の中で、令和2年3月に策定した「加須市監査基準」及び「加須市監査基準実施要領」を定め、運用をしているところである。

そこで、本年度もこの監査基準や実施要領に基づき、(1)内部統制(リスクの低減)を踏まえた効率的・効果的な監査、(2)勧告制度を利用した監査、(3)例月出納検査・財務監査と連携した決算審査などに意を用いながら、主要な政策や施策に対する進捗状況をはじめ、諸事業、事務の執行の適法性、経済性、効率性及び有効性、更には財政の健全化にも着目し、次のとおり実施する。

## 2 監査等の種類及び目的

### (1) 財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

### (2) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

### (3) 財政援助団体等監査

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団

体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

(4) 例月出納検査

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

(5) 決算審査

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか、また、予算の執行又は事業の経営が、経済的、効率的かつ効果的に行われているか審査すること。

(6) 基金運用審査

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

(7) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

3 監査等の実施体制

(1) 事前通知

監査等を実施するに当たっては、特別の場合を除き、市長等に対し、監査等の種類、期日、場所等をあらかじめ通知するものとする（加須市監査基準実施要領第3条）。

(2) 実施方法

監査等を実施するに当たっては、加須市監査基準及び加須市監査基準実施要領に基づき行うものとする。この際、事前に監査等の対象に係るリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で監査等を実施するものとする（加須市監査基準第8条）。

なお、リスクの内容及び程度を検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運営状況について情報を集め、判断するものとする（加須市監査基準第9条）。

(3) 結果報告

監査等を実施したときは、加須市監査基準第15条の規定に基づき、報告書（意見書）を作成し、関係機関に提出するとともにこれを公表する。

## 実施予定表

月	定期監査・決算審査等	例月出納検査
4		(3月分)
5		(4月分)
6	・決算審査要求資料等の整理	(5月分)
7	・決算審査(企業会計:水道・下水道) ・決算審査(一般・特別会計)	(6月分)
8	・財政健全化等審査(一般・特別会計、企業会計) ・決算審査等意見書の市長への提出	(7月分)
9		(8月分)
10	・定期監査(各部局)	(9月分)
11	・定期監査(各部局) ・財政援助団体等監査	(10月分)
12		(11月分)
1	・定期監査(各部局)及び財政援助団体等監査結果の市長、 議会等への報告 ・定期監査(小・中学校)	(12月分)
2		(1月分)
3	・定期監査(小・中学校)監査結果の市長、議会等への報告	(2月分)

※小・中学校監査の予定校：三俣小学校、不動岡小学校、礼羽小学校

鴻荃小学校、高柳小学校、豊野小学校

加須北中学校、騎西中学校

※住民監査請求をはじめとするその他の監査については、その案件が生じた時点で随時実施する。